

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 29 年 10 月 5 日付けで行った、法 5 条 1 項及び法施行規則 24 条 1 項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、これらのことから本件処分の取消しを求めている。

本件児童については、障害のため日常生活に援助を要し、家族の負担が著しく大きいため、本件処分は無効である。

また、本件診断書の記載等から見ても、本件児童の症状が障害等級 2 級に当たることは明らかである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年3月12日	諮問
平成30年4月26日	審議（第20回第3部会）
平成30年5月25日	審議（第21回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき知事の認定を受けた当該父母等に支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」については、法2条1項において「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、その状態については、同条5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。

これを受けて、政令別表において各級の障害の状態を定めており、さらに、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべき基準として、認定要領及び認定要領の別添1において「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められている。

- (2) 認定要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく、法定受託事務に係る処理基準であり、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針となるべきものである。
- (3) 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとする。
- (4) 認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととする。
- (5) 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。そして、本件児童障害の状態は、提出された本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。
- (6) 精神の障害については、政令別表によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を 1 級、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を 2 級とする。そして、認定要領 2・(3)は精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。認定要領 2・(3)・イは政令別表における 2 級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲が

おおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

また、認定要領 2・(5)・イは、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うとし、認定要領 2・(5)・ウにおいて、必要な場合には、認定要領 2・(5)・イの原則にかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとする。

- (7) さらに、認定基準第 7 節 2 において精神の障害が区分されているが、「発達障害」については、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」こととされ（第 7 節 2・E・(2)）、各等級に相当すると認められるものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を 1 級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を 2 級と例示する（第 7 節 2・E・(3)）。また、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている（第 7 節 2・E・(4)）。

- 2 これを本件処分についてみると、本件児童の障害の原因となった傷病名については、「広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害」

であるとされているが（別紙 1・1）、認定基準第 7 節 2・E・(1)によると、「注意欠陥多動性障害」は発達障害に含まれるとされていることから、本件児童の他の精神障害である「広汎性発達障害」と併せて、認定基準における第 7 節「精神の障害」のうち、「発達障害」（認定基準第 7 節 2・E）に基づき、判定すべきこととなる。

- (1) 本件診断書によれば、本件児童については、「知的障害等」として高次脳機能障害（注意障害）及び学習障害（書き）があるとされ、その程度・症状の欄には「学習場面でケアレスミスが目立つ。LDのため学習嫌いが顕著で、学力は小学生レベル。」（別紙 1・7）と、「発達障害関連症状」として相互的な社会関係の質的障害及び限定した常同的で反復的な関心と行動があるとされ、その程度・症状の欄には「興味関心の限局のため、他児と会話が合わない。関わりは一方的である。」（別紙 1・8）とそれぞれ記載されているものの、「精神症状」（別紙 1・10）及び「問題行動及び習癖」（別紙 1・11）のいずれの欄にも該当はないとされており、特段の問題行動があるとまでは認められない。そして、日常生活能力の程度については、食事、洗面、排泄、衣服及び入浴がいずれも自立、危険物は大体わかる、睡眠が時々不眠とされ、具体的内容の欄に記載はされておらず（別紙 1・13）、要注意度は随時一応の注意を要する（別紙 1・14）とされ、「医学的総合判定」として「予後不良とは言えないが、しばらくの間継続的な援助を必要とする。」（別紙 1・15）とされている。

しかしながら、前回有期認定における本件児童の診断書の「問題行動及び習癖」の欄には、暴行があるとされ、その程度・症状の欄には「衝動性高く、他児への暴力などが散見される」とされていたが、上記のとおり、本件診断書には該当の障害はな

いとされている。

これらのことからすると、日常生活の様々な場面及び本件児童の諸症状を総合的に判断しても、認定要領 2・(3)・イが 2 級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第 7 節 2・E・(3)が 2 級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書の記載から、本件児童の障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（1 級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（2 級）の状態に至っているとは認められず、政令別表に定める障害等級は「非該当」と判断することが相当である。

- (2) 以上のとおり、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、「知的障害については、境界知能程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない 基本的な日常生活能力が全て自立である」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。
- (3) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が本件児童に係る請求人の特別児童扶養手当の受給資格を喪失させた本件処分を違法又は不当ということとはできない。

3 請求人は、本件児童の生活実態及び本件診断書の記載から見て、

本件処分は違法、不当であるとし、本件処分の取消しを求めている（第3）。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害状況届とともに提出された診断書を基に、上記1のとおり、法、政令、認定要領及び認定基準により行うべきものであるところ、本件診断書から判断すると、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

したがって、上記請求人の主張は採用することができないといわざるを得ない。

- 4 なお、請求人は、審査請求書に〇〇医師が平成29年10月31日付けで作成した本件児童に係る特別児童扶養手当認定診断書の写しを添付しているところ、同診断書には、本件診断書とは異なる記載がなされていることから、これらのことをもって、本件処分の違法、不当を主張しているとも解される。

しかしながら、特別児童扶養手当の支給対象障害児に係る障害認定の判断は、受給資格者から提出された本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すると、本件児童の障害の程度は、法2条1項及び政令別表に規定する障害の状態に該当しないことが相当であることは上記2のとおりであり、本件処分を違法又は不当であるとすることはできないものである。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれ

も適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)